

## 保存版

# 非常変災時等の措置について

## 台風・地震など非常変災発生に伴う臨時休業措置の基準

- ア 大阪市に「暴風警報」・「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 住吉区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域に、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関する「気象庁発表」が発表された場合。

※また、登校時の安全が確保できない事態や学校周辺の緊急事態等が生じた場合、ほか教育活動の実施が困難となる事態が生じるおそれがある場合には、臨時休業措置となることがあります。

## 臨時休業措置としたときの対応

- ア 午前7時の時点および午前7時を過ぎて始業時刻までに、上記災害等が発生した場合は臨時休業措置とします。  
午前7時を過ぎて臨時休業措置の判断を行った場合には、メール配信、ホームページ掲載等の手段により連絡します。この場合は、ご家庭でのお子様の状況を確認させていただくことがあります。
- イ 登校した生徒は、自宅周辺や通学路の安全が確認されたのち下校させます。  
ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで学校滞留とします。
- ウ 帰宅の判断が出ても、自宅が不在で鍵を持っておらず帰宅できない生徒については、学校から連絡しますので迎えに来ていただきます。

## 下校措置の基準

学校の始業時刻（午前8時30分）以後に、臨時休業措置の基準に該当する災害等が発生した場合には、校時変更を行い、生徒を下校させます。  
ただし、災害の状況等によって上記（臨時休業措置）に準じる対応といたします。